

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

進行についての意見

2009(平成21)年2月18日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 菅野 泰

同 廣瀬 理夫

同 中丸 素明

同 植竹 和弘

同 拝師 徳彦

同 及川 智志

同 島田 亮

同 山口 仁

同 近藤 裕香

本書面では今後の進行についての原告らの意見を述べる。あわせて、被告らの「弁論終結の上申書」に対し、若干の反論を加えておく。

第1 菊川滋・堂本暁子両氏の人証調べの必要性

1 菊川滋氏の尋問の必要性

被告らは、一通りの証人尋問が終了した後になって初めて、国土交通省関東地方整備局長菊川滋氏の回答書を書証として証拠提出してきた（乙349号証ないし乙353号証）。それら乙号証の内容は、原告らが主張の根拠としている大熊孝氏の見解に対して真っ向から反対するものである。

そもそも、このような後出しの証拠提出は、民事訴訟における信義誠実の原則（民事訴訟法2条）に反するといわざるを得ない。しかも、千葉県知事に対する菊川滋氏の回答書（乙350号証の1）の作成日付は2008（平成20）年9月1日であり、本件訴訟の2回目の証人尋問が同年9月16日に行われたことから明らかなように、被告らは、その気になれば一通りの尋問が終了する前に菊川滋氏の回答書の少なくとも千葉県知事に回答する部分は提出することができた。それなのに、敢えてそうしなかったのである。

ところで、原告らは、本件訴訟における重要争点である治水問題（河川法63条1項の「著しく利益を受ける場合」該当性など）について、その立証方法のひとつとして大熊孝氏の意見書などを提出した。これに対し、被告らは、大熊孝氏に対する反対尋問の必要性を認めないとして、その点の反対尋問権を放棄し、同氏を証人として申し出なかった。それはそれで被告らの訴訟戦術であるから、原告らがとやかく言うことではない。

しかし、原告らは、菊川滋氏に対する反対尋問権を放棄しない。

とすれば、治水問題が本訴の重要争点であること、その点についての原告らと

被告らとの主張がまさに反対であること、上記したとおりの菊川滋氏の回答書が提出された時期と経緯などを合わせ考えれば、原告らに菊川滋氏に対する反対尋問の機会が確保されなければ、本訴の審理が十分に尽くされたとは言えないはずである。

また、最近の新聞（本書面の別紙）には、「２００年に一度の大雨が利根川上流に降った場合の中流部の流量について、国土交通省が、これまで示してきた毎秒２万２千トンとは別に、１万６７５０トンという試算を出していることがわかった」などという報道がなされている。この点については、本件訴訟における千葉県職員（高澤証人）の尋問でも大きな問題となったが、原告ら国民にとっては極めて理解しにくい論点である。そのうえ、既に実施した千葉県職員の尋問では、この点についてはその立場上、直接体験したのではない事実しか聞くことができなかった。そのため、菊川滋証人を採用していただくことにより、改めてこの点についても審理を尽くす必要がある。

なお、当然のことではあるが、原告らは、菊川滋氏に対し、その意見を質すために尋問をするのではない。原告らが尋問の直接の対象とするのは、同氏の述べる意見・回答を基礎付けることとなった、同氏の国交省職員としての、また、学識者としての、見聞等体験した事実についてである。

2 堂本暁子氏の尋問の必要性

堂本暁子・被告千葉県知事本人兼債務者を尋問する必要性については、原告らの２００８（平成２０）年２月２２日付け証拠申出書において、詳細に述べた。加えて、同年６月３０日付けの補充意見書によって、さらにその必要性・不可欠性を明らかにした。これらの書面で述べたとおりであるので、詳しい再論は避ける。

言うまでもないが、原告らは同氏が「当該職員」であるから尋問すべきであるなどといった短絡的な主張をしているのではない。これまで述べてきたように、

具体的な必要性は二つある。その一つは、本事件の判断において「違法性の承継」が問題になる。であるがゆえに、その一判断要素としての同氏の主観的な認識状況や、知事の立場からみた違法な先行行為の是正可能性を、尋問を実施することによってつづさに検証する必要がある。千葉地裁における「三番瀬違法公金支出・住民訴訟」においても、同様の見地から当該職員であり被告でもあった中野英明・企業庁長本人（支出当時）の証人尋問が実施された。そして、判決にあたって極めて重要な証拠となったことも、上記補充意見書で触れたとおりである。加えて、最近になって本件とも密接な関連性を有する注目すべき状況が、次々に生まれている。すなわち、川辺川ダム事業及び大戸川ダム事業が、行政当局及び事業者側の必死の抵抗にもかかわらず、相次いで「休止」に追い込まれた。その決定的な原因は、地元知事が当該事業に対して反対を表明したことであった。本件においても、地元の県知事である堂本氏の意見いかんによって、同様の状況が生じ得ることが事実をもって示された。このように、千葉県知事である同氏の認識と対応いかんが、法律上はもちろんのこと事実上も決定的な重要性をもつ。そのことが、近時ますます明らかになっているところである。

第二は、ダム建設による環境破壊についての同氏の認識と、本件ダム事業に参画する旨の決定との関連を明らかにする必要があることである。同氏は生物多様性問題に関する専門的知識を有する者の一人とされており、本件事業に係る他の知事とは全く立場を異にする。この点に関しては、前橋地裁において花輪伸一氏の証人尋問が実施され、本件ダム事業が環境に与える取り返しのつかない悪影響について、具体的に明らかにされた（千葉地裁においても書証として顕出済み）。堂本氏に、環境一般あるいは生物多様性全般についての抽象的な見解ではなく、具体的な内容についての認識と見解、そして本件事業に参画することとの整合性いかんを明らかにすることが出来るし、その必要性がある。

以上の次第であるから、同氏の証人尋問を実施することは必要不可欠である。仮にそれを欠いた場合には、同氏の法的責任の存否を判断するうえで審理不十分

に陥り、判断が著しく困難になりかねない。

第2 被告の「弁論終結の上申書」への反論

被告らは、2008（平成20）年12月26日付けで「弁論終結の上申書」なる書面を提出した。これを要するに、次回期日（平成21年2月24日）をもって終結されたい、というものである。

しかしながら、この書面はこれまでの経過を正確に踏まえていないばかりか、独善的で、品位を欠き、不当極まりないものである。

1 人証調べの必要性

前項で述べたとおり、堂本暁子・菊川滋両氏に対する尋問が必要である以上、弁論の終結はありえない。

2 牽強付会な主張

被告らは、次回に結審するのが「当初の予定どおり」であるとか、「（原告らの人証申請は）上記した証人尋問についての枠組みに反する約束違反の申し出であるのみならず、明らかに訴訟遅延を目的とした時期に遅れた攻撃防御方法である」などという（4頁）。

被告らのこの主張は、全く理解できない。原告らは、被告らがあげる治水・利水・ダムサイト・地滑り・環境の各問題について、他の地裁と共通する人証に関しては、貴裁判所・原告ら・被告らの三者間で合意したとおりの取扱いとした。一方、堂本氏に関しては、2008（平成20）年2月22日に証拠調べの申し出をしている。それ以来、尋問の必要性について繰返し意見を述べてきたことは前述のとおりであるし、貴裁判所に顕著な事実でもある。もちろん、同氏の証拠調べをしないと云った合意（約束）などあるはずがない。

さらに、菊川氏についても前項で経過等を詳述したとおりであって、民事訴訟における信義誠実の原則に背いたのは、ほかならぬ被告ら自身であった。「訴訟遅延を目的とした」云々との主張に至っては、論外である。

このように、被告らの主張は牽強付会なものにすぎない。

3 貴裁判所の訴訟指揮を否定するもの

被告らは、「『財務会計法規上の義務』とは何らの関係もない申し出」であるとか、「住民訴訟とは直接関係しない」などともいう。これは、従来からの被告らの独自の主張を、蒸し返すものに過ぎない。そればかりか、実体審理の必要性を肯認し、鋭意証拠調べを実施してこられた貴裁判所をはじめとする各地方裁判所の訴訟指揮を真っ向から否定し、これに挑戦しようとするものでもある。

4 無反省で旧態依然たる主張

被告は、今八ツ場ダム事業から撤退すれば、これまで支出した膨大な額の負担金等が無駄になり、千葉県への損失には計り知れないものがある、などと主張する。

ここに、被告らの無反省ぶりや旧態依然たる体質とが如実に示されている。すなわち、いったん動き出した公共事業は、いかなる事情があろうとも引き返すことはしないという、この国の官僚機構が長年にわたってとり続けてきた体質を露わにするものといえる。姑息な「開き直り」であり、国民・県民に対する許されがたい恫喝でもある。

こうした施策の積み重ねが、次世代の国民や県民に、すでに回復しがたいほどの膨大な負の遺産を押しつける結果をもたらしてしまった。そして今その負荷を、更に重大かつ深刻なものにしようとしているのである。

この訴訟では、国及び地方自治体の、そうした不当極まりない施策をこれから先も許すのか、それとも司法によって見直しをせまるのかが、まさしく問われているのである。被告らの、かかる無反省で旧態依然たる「懲りない」主張に接するとき、かえって、この訴訟が担うべき使命の重さと、社会的意義の重要性とが一層浮き彫りになる。

5 不 遜

被告は、「国の行政（事業）の責任者や千葉県民の総意を代表して行政を執行する知事呼び出し、その行政執行等を糾弾しようなどというのは、ほとんど誇大妄想に近いと言わざるを得ない」という（6頁）。

この主張は、住民訴訟制度に対する理解を著しく欠くばかりか、いわば「お上意識」をひけらかすものであって、不遜というほかない。

6 小 括

以上のとおりであり、被告の上記「上申」には、いずれも理由がない。

第3 今後の進行に関する原告らの意見

以上を踏まえ、今後の進行に関する原告らの意見を述べる。

2月24日の次の口頭弁論期日に、堂本暁子氏及び菊川滋氏の人証調べを行う。両氏につき、主尋問・反対尋問とも一期日で終える。

その次の期日をもって最終弁論期日とし、結審する。結審に際して、原告らはそれまでの証拠調べの結果に基づき、最終準備書面を提出する。あわせて、1時間程度の口頭陳述を、原告本人及び原告代理人によって行いたい。

追加の書証及び最終準備書面に先行して提出すべき個別的準備書面については、出来るだけ上記の尋問期日の前に、遅くともの最終弁論期日の前に提出する。

以 上